相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東日暮里一丁目二番、最後の住所東京都荒川区南千住五丁目四一番一三号　被相続人　亡　鈴木　祥子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

事務所東京都千代田区麹町一―六―三クレール麹町ビル二階・三階・四階半蔵門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　繁樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所大阪府吹田市、死亡年月日平成二十五年八月十六日頃、出生の場所不詳、出生年月日昭和八年五月十日、職業無職

被相続人　亡　氏名不詳（自称　小幡　成子）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

東京都中央区銀座一―二〇―七ウインズ銀座Ⅲビル三階佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区細江町気賀一〇七六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金子　雅俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

静岡県浜松市中区板屋町五一一番地　ＭＹビル四階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木右子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市宇佐美一七六〇番地、最後の住所静岡県伊東市宇佐美五七五番地の一五

被相続人　亡　深沢　新治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

静岡県熱海市田原本町二番一一号　熱海マリーンライフ三〇一号室　熱海法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙山　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿七丁目三一二番地、最後の住所静岡県熱海市小嵐町九番六八号　熱海ハイブラザ四〇九号

被相続人　亡　妹尾　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

静岡県熱海市田原本町二番一一号　熱海マリーンライフ三〇一号室　熱海法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙山　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市貴崎三丁目一一番、最後の住所兵庫県明石市貴崎三丁目一一番一〇―五〇六号　被相続人　亡　光川　和年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地　建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　上野　只市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

高知市升形一番一七号藤林ビル二階東小松法律事務所　相続財産管理人　小松　雄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐郡土佐町土居九〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田岡　秀昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

事務所高知市越前町二丁目七番二号

相続財産管理人　山崎　勝彦

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年４月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東急リバブル株式会社　②国土交通大臣(10)2611　③代表取締役　中島美博　④東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市青葉区青葉台１―10―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　東急リバブル株式会社　代表取締役　中島美博

①株式会社クリード・アジア・インベストメント　②東京都知事(1)90325　③代表取締役　宗吉敏彦　④東京都新宿区西新宿六丁目15番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿六丁目15番１号　株式会社クリード・アジア・インベストメント　代表取締役　宗吉敏彦

①金田不動産　②三重県知事(1)3146　③金田永補　④三重県四日市市桜花台１丁目18―６　⑤1000万円　⑥三重県知事　⑦三重県四日市市桜花台１丁目18―６　金田不動産　金田永補

①株式会社賃貸ネット　②国土交通大臣(2)7469　③代表取締役　藤田祐紀　④主たる事務所　大阪府大阪市住之江区粉浜西１丁目１番22号、廃止した従たる事務所　東京都渋谷区渋谷１丁目14番９号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市住之江区粉浜西１丁目１番22号　株式会社賃貸ネット　代表取締役　藤田祐紀

①株式会社阪神企画　②大阪府知事(2)53724　③代表取締役　野村一郎　④大阪市港区夕凪２丁目７―20　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市港区夕凪２丁目７―20　株式会社阪神企画　代表取締役　野村一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市矢の平二丁目七二一番地、最後の住所福岡県福津市光陽台二丁目三番地の一三

被相続人　亡　青山宣比古

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十八日

事務所福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号

相続財産管理人　宮崎　浩平